

---

三菱UFJ年金ニュース【特別版】

---

# 最近の年金関連トピックス (厚年基金、公的年金等)

---

平成25年7月



# 目次

---

<b>1. 厚生年金保険法等改正法案 成立</b>	
1-1. 厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要	・・・P4
1-2. 厚生年金保険法等改正法案 成立	・・・P12
<b>2. 平成24年度の厚年本体利回り(弊社推計値)</b>	・・・P14
<b>3. 運用基本方針・総資産額を示す資料の運用受託機関宛て交付</b>	・・・P18
<b>4. 4月13日付日経記事「高リスク運用、厳格条件」</b>	・・・P20
<b>5. その他のトピックス</b>	
5-1. OECDが対日審査報告書を公表	・・・P23
5-2. 平成25年3月末の企業年金の資産残高等	・・・P24
5-3. 非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直し	・・・P25
5-4. 社会保障制度改革国民会議での公的年金議論	・・・P27
<b>6. 平成25年4月～平成25年6月の年金ニュース</b>	・・・P30
<b>7. 本資料関連の平成25年4月～平成25年6月のMUTB年金メールマガジン一覧</b>	・・・P32

平成25年4月～平成25年6月の三菱UFJ年金ニュース・MUTB年金メールマガジンを基に、項目別に編集致しました。

# 1. 厚生年金保険法等改正法案 成立

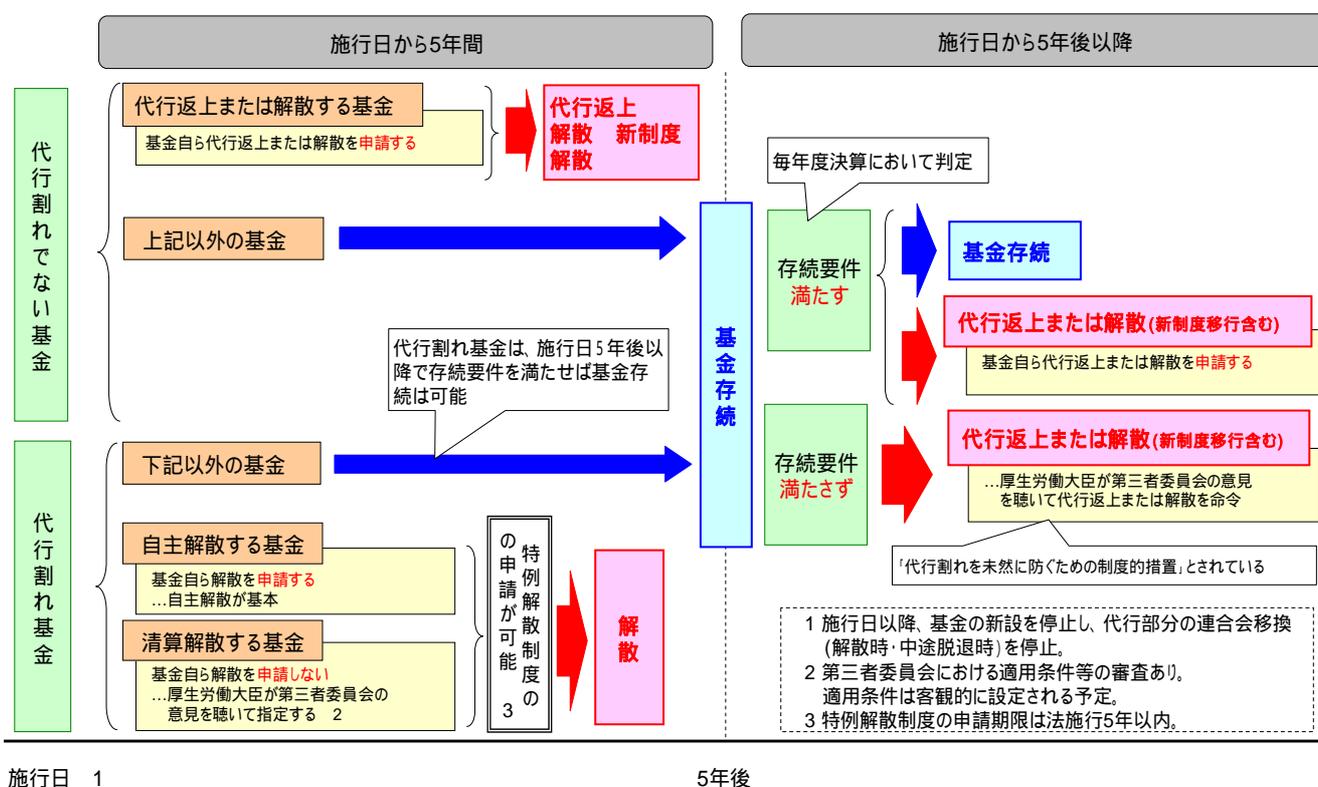
---

# 1-1. 厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要

➤ 第14回 社会保障審議会 年金部会で、厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要が示された。

## ➤ 厚生年金基金制度の見直し

### 1. 厚生年金基金制度見直しのプロセス



- 財政が健全とされる基金については基金制度を存続する途が開かれた (代行制度の10年後一律廃止方針は撤廃)。
- 一方で、代行割れ基金の早期解散を促す方針は、厚生労働省試案および専門委員会意見書から変更なし。

# 1-1. 厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要

## 2. 特例解散制度の見直し

- 代行割れ基金を対象とした特例解散制度の内容が見直される。(申請期限は施行日から5年後)
- 公費(税)投入は行わない。=「あるだけ解散」は認めない

### 1. 分割納付の特例について

事業所間の連帯債務外し…現行特例では事業間の連帯債務あり

利息の固定金利化…現行特例では厚生年金本体の運用利回り実績に応じた変動金利

最長納付期間の延長…現行特例では最長納付期間は15年間

### 2. 納付額の特例について

特例解散時に または のいずれか低い額の納付が可能(=現行特例と同じ)。

通常ルールで計算した額

(平成11年9月までの期間は5.5%、平成11年10月以降の期間は厚年本体の実績利回りを用いて計算)

全基金について最低責任準備金の「期ずれ」が解消されるため、実績利回りは「期ずれ」補正後のものを使用することになると思われる。

基金設立時から厚年本体の実績利回りを用いて計算した額

実績利回りは「期ずれ」補正後のものを用いることを原則とするが、「期ずれ」補正前のものを用いて計算した額の方が低くなる場合は、当該額を用いることができる。

### 3. その他変更点

特例解散の適用基金は、申請(指定)時点以降の上乗せ給付を支給停止する。

…現行の特例解散制度では、上乗せ給付の支給停止要件はない

申請(指定)以降、年金記録の整理等の事務に先行して代行資産を返還可能とする。

•特例解散制度の見直し内容は、大筋は厚生労働省試案および専門委員会意見書に沿った内容。

# 1-1. 厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要

## 3. 解散認可基準の緩和

➤解散時(特例解散含む)の議決・手続き・理由要件が見直される。

現行	見直し後
<b>1.代議員会における法定議決要件</b> ・代議員の定数の <u>3/4以上</u> による議決 <b>2.認可申請における手続き要件</b> ・全事業主の <u>3/4以上</u> の同意 ・全加入員の <u>3/4以上</u> の同意 <b>3.解散認可申請における理由要件</b> ・母体企業の経営悪化等	<b>1.代議員会における法定議決要件</b> ・代議員の定数の <u>2/3以上</u> による議決 <b>2.認可申請における手続き要件</b> ・全事業主の <u>2/3以上</u> の同意 ・全加入員の <u>2/3以上</u> の同意 <b>3.解散認可申請における理由要件</b> ・ <b>理由要件は撤廃</b>

•厚生労働省試案および専門委員会意見書において、上記「1.議決要件」「2.手続き要件」は代行返上の場合も含むとされていたことから、代行返上時と同様の緩和が実施されることになると思われる。

## 4. 厚生年金基金の存続要件

- 施行日から5年経過後は、毎年度の決算において、以下の **または のいずれかの要件(存続要件)**を満たしている基金のみ存続可能。
- 存続要件を満たさない基金に対しては、厚生労働大臣が第三者委員会の意見を聴いて、「代行返上または解散」の命令を発動できる。

**存続要件** …「代行資産の保全」の観点から設定

**純資産 最低責任準備金(精緻化後) × 1.5倍**

【考え方】…市場環境の短期変動による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

**純資産 最低積立基準額**

【考え方】…上乗せ部分の積立不足による代行資産の毀損リスクを回避できる積立水準

最低積立基準額 = 最低責任準備金(精緻化後) + 上乗せ部分の債務

•「健全な基金」とされる基準が明示され、当該基準が基金の存続要件とされた。

# 1-1. 厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要

## 5. 最低責任準備金の精緻化

項目	現行	改正案								
代行給付費の簡便計算に用いる係数の見直し 図1参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>一律0.875</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>平成17年3月まで期間は、一律0.875</li> <li>平成17年4月以降の期間は、<b>表の通り</b>。</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>受給者の年齢</th> <th>係数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75歳以上</td> <td>1.00</td> </tr> <tr> <td>65歳以上75歳未満</td> <td>0.96</td> </tr> <tr> <td>65歳未満</td> <td>0.69</td> </tr> </tbody> </table>	受給者の年齢	係数	75歳以上	1.00	65歳以上75歳未満	0.96	65歳未満	0.69
受給者の年齢	係数									
75歳以上	1.00									
65歳以上75歳未満	0.96									
65歳未満	0.69									
計算に用いる厚年本体の実績利回りの適用時期のずれ(「期ずれ」)の補正 図2参照	<ul style="list-style-type: none"> <li>当年(暦年)の最低責任準備金を計算する際に、前々年度の厚生年金本体の実績運用利回りをを用いる。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p>実績運用利回りの確定時期と債務算定に用いる利回りの適用時期にズレ(「期ずれ」)が発生</p> </div>	<ul style="list-style-type: none"> <li>最低責任準備金の計算に用いる付利率の「<b>期ずれ</b>」を解消。 (実績運用利回りが確定している期間) 厚生年金本体の実績運用利回りをを用いる (実績運用利回りが確定していない期間) 厚生年金本体の基本ポートフォリオをもとに市場収益率による理論値を適用</li> </ul>								

•精緻化の内容については、厚生労働省試案および専門委員会意見書から変更なし。

# 1-1. 厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要

図1

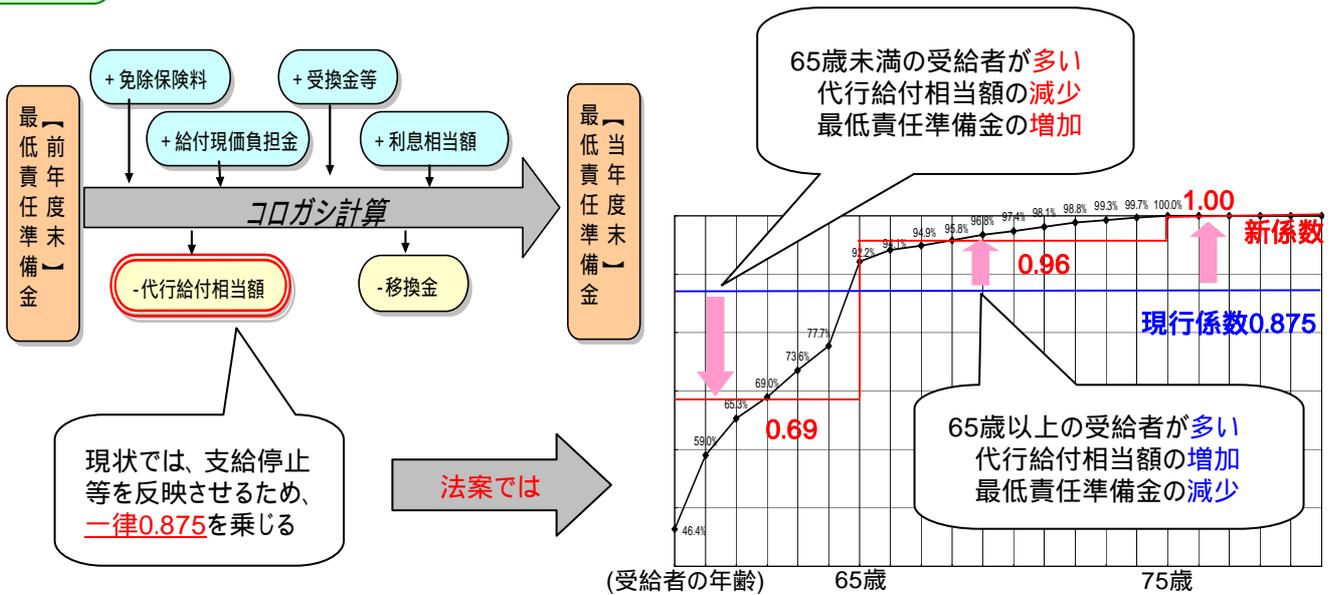
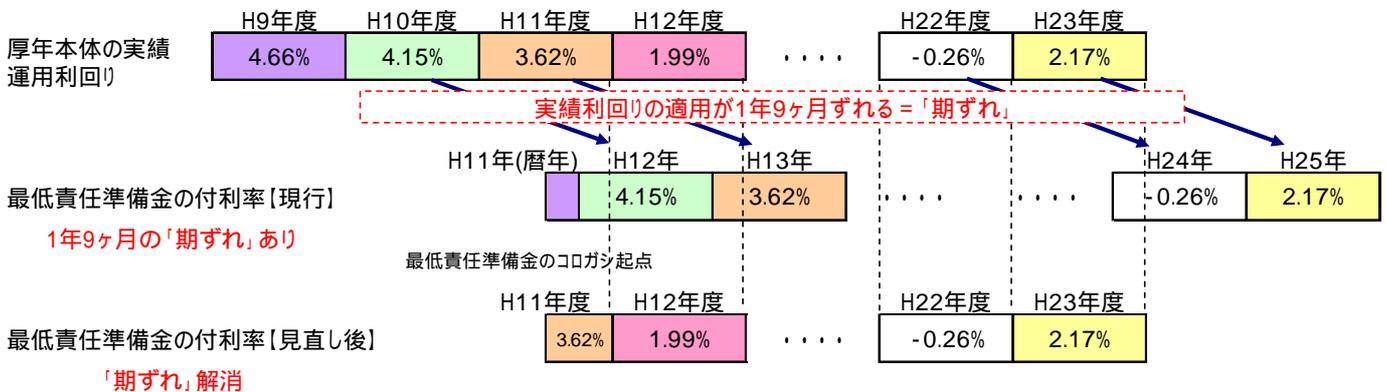


図2



## 1-1. 厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要

### 6. 他の制度への移行支援策

▶「上乗せ部分の受給権保全のための移行支援策」として以下の内容が示された。

項目	概要
確定給付企業年金 (DB) への移行支援	<ul style="list-style-type: none"><li>• 移行時の積立不足の償却期間の延長</li><li>• 基金解散後、事業所単位で既存のDBへ移行できる仕組みの創設</li></ul>
確定拠出年金 (DC) への移行支援	<ul style="list-style-type: none"><li>• 基金を脱退した事業所の従業員が基金から既存のDCへ資産を移換できるよう規制緩和</li><li>• 解散後にDCに移行する場合の積立基準に関する規制緩和</li></ul>
退職金の再積立支援	<ul style="list-style-type: none"><li>• 代行割れ基金の解散後、各事業主が「厚年本体への不足額の返還」と「退職金の再積立」を両立できるようにするための措置 厚年本体への分割納付期間の延長</li><li>• 各事業所が退職金の再積立の観点から、DB等のスキームを活用する場合の積立基準に関する規制緩和</li></ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"><li>• 基金解散後、企業単位で中小企業退職金共済制度へ移行できる仕組みの創設</li><li>• 申請書類や手続きの簡素化</li><li>• 中小企業等における企業年金等の導入事例についての情報提供</li></ul>

## 1-1. 厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要

➤「企業年金の選択肢の多様化」として以下の内容が示された。

項目	概要
キャッシュバランプランの制度設計の弾力化	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 給付設計に用いる指標の選択肢の拡大 「運用実績」「複合ベンチマーク」の追加</li> <li>• 基準利率等の規制緩和(ただし、元本は保証)</li> </ul>
簡易型DBの対象拡大	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 簡易な制度設計や手続きで設立できるDBの対象範囲の拡大 現在は、閉鎖型DB(受給権者のみ)に限定して認められている</li> </ul>

• 基準利率については、単年度でのマイナスを認めるが、加入から退職までの通算ではゼロ以上とする

- 移行支援策としては、「中小企業退職金共済制度への移行」が追加明示された他、代行割れ基金の「退職金の再積立支援」措置が明示された。
- また、中小企業等への企業年金の普及を促進する観点から、簡易型DBの対象拡大も明示された。
- 一方で、厚生労働省試案で提示された「集団運用型DC」「支払保証事業の代行返上支援事業への転換」等については特段明示されていない。

## 1-1. 厚生年金基金制度の見直しに係る法律案の概要

---

### ➤ 国民年金 第3号被保険者記録不整合への対応

#### 1. 記録不整合問題

##### 第3号被保険者の記録不整合問題(いわゆる主婦年金問題)とは…

サラリーマンの被扶養配偶者である専業主婦等が、サラリーマンである配偶者の離職等により、実態としては第1号被保険者となったにもかかわらず、必要な届出を行わず、記録上第3号被保険者となっている(=保険料が未納となっている)問題

#### 2. 対応策の概要

- (1) 不整合記録に基づく年金額を正しい年金額に訂正。ただし、減額の上限は訂正前の10%
- (2) 不整合期間は、年金額には反映しないが受給資格期間(25年)に算入し、無年金になることを防止
- (3) 過去10年間の不整合期間に特例追納を可能とし、年金額を回復する機会を提供(3年間の時限措置)

## 1-2. 厚生年金保険法等改正法案 成立

➤ 6月19日の参議院本会議で、厚生年金基金制度の見直し等を盛り込んだ厚生年金保険法等改正法案<sup>(1)</sup>が、衆議院で一部修正された内容<sup>(2)</sup>で可決・成立した。

～以下、メールマガジン「厚生年金保険法等改正法案 成立について」転載～

6月19日午前、参議院本会議が開催され、厚生年金基金制度の見直し等が盛り込まれた厚生年金保険法等改正法案<sup>(1)</sup>について、衆議院で一部修正された内容<sup>(2)</sup>で賛成多数のうえ可決・成立しました。

### 参議院本会議での採決結果

- ・投票総数: 208
- ・賛成 : 202
- ・反対 : 6

### 今後の見通し

- ・厚生労働省は、本日成立した改正法について平成26年4月1日施行を予定しており、夏頃に政省令改正についてのパブリックコメントを実施する方針です。
- ・厚生労働省は、7月上旬から地方厚生局に対し説明会を開催し、8月の早い段階で全国を8ブロックに分けた説明会(基金対象)を開催する方針です。

1 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律案

2 附則に以下の一文を追加。

政府は、この法律の施行の日から起算して10年を経過する日までに、存続厚生年金基金が解散し又は他の企業年金制度等に移行し、及び存続連合会が解散するよう検討し、速やかに必要な法制上の措置を講ずるものとする。

## 2. 平成24年度の厚年本体利回り(弊社推計値)

---

## 2. 平成24年度の厚年本体利回り(弊社推計値)

➤ 平成24年度（H24.4.1～H25.3.31）の厚年本体における運用利回りは、9.6～9.8%と推計される（弊社推計値）。

平成25年7月3日時点での弊社の推計値。実際の厚年本体の運用利回りとは異なる場合がある。弊社の決算速報（推計報告）における厚年本体利回りは、推計値9.6%を使用する。

### 厚年基金への影響

下線部が該当箇所

H25.3.31

	H23年度		H24年度		1年9ヶ月の期ズレ		
	2.17%			<u>9.6%</u>	H25年(暦年)	H26年(暦年)	
最低責任準備金調整額							
最低責任準備金	H22年		6.83%				
	H23年		7.54%		2.17%		
	H24年		0.26%			<u>9.6%</u>	
回復計画上の 最低責任準備金 (H24年度決算使用値)							
					H25年(暦年)	H26年(暦年)	H27年以降
					2.17%	<u>9.6%</u>	2.23%～ 4.10%

## 2. 平成24年度の厚年本体利回り(弊社推計値)

### 最低責任準備金調整額

- 最低責任準備金調整額は、以下の算式により計算する。

$$\begin{aligned} \text{最低責任準備金調整額} &= \text{当年度末最低責任準備金} \\ &\quad \times \{ (1 + \text{前年度の厚年本体利回り})^{(9/12)} \\ &\quad \times (1 + \text{当年度の厚年本体利回り}) / 1.0723 - 1 \} \end{aligned}$$

- 今回の推計値 9.6%を使用すると、平成24年度の最低責任準備金調整額は、最低責任準備金調整額 = H24年度末最低責任準備金

$$\begin{aligned} &\quad \times \{ 1.0217^{(9/12)} \times 1.096 / 1.0723 - 1 \} \\ &= \text{H24年度末最低責任準備金} \times 0.038692 \end{aligned}$$

と計算される。ただし、推計値を使用しているため、実際の計算とは異なる場合がある。

### 最低責任準備金

- 1年9ヶ月の期ズレがあるため、厚年本体の平成24年度の運用実績は、平成24年度末最低責任準備金には影響しない。
- 最低責任準備金の平成24年度における付利率は、平成24年4月～12月は 0.26%、平成25年1月～3月は2.17%、平成24年度換算では0.34%である。

## 2. 平成24年度の厚年本体利回り(弊社推計値)

### 回復計画上の最低責任準備金

- 回復計画上の最低責任準備金の付利率は、厚生年金本体の財政検証における運用利回り前提を使用します。なお、当該運用利回りの実績が確定している期間については、実績を使用する。
- 今回の推計値9.6%を使用すると、平成24年度決算における回復計画では、平成25年4月～12月は2.17%、平成26年は9.6%(今回の推計値)、平成27年以降は2.23%～4.10%となる。

(平成21年厚生年金本体の財政検証における運用利回り前提)

年度	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32年度以降
利率(%)	1.47	1.78	1.92	2.03	2.23	2.57	2.91	3.39	3.65	3.85	4.00	4.10

### 厚年本体運用実績の推計方法

厚生労働省「平成23年度年金積立金運用報告書」、年金積立金管理運用独立行政法人「平成23年度業務概況書」、年金積立金管理運用独立行政法人HPより

	内容	推計方法
市場運用分	年金積立金管理運用独立行政法人による市場運用	第3四半期までは公表値 第4四半期はベンチマーク収益率に基づき推計
財投債引受け分	年金積立金管理運用独立行政法人による財投債運用(既引受分のみ)	過去の発行実績を基に全額満期まで保有する前提で推計

### 3. 運用基本方針・総資産額を示す資料の 運用受託機関宛て交付

---

### 3. 運用基本方針・総資産額を示す資料の運用受託機関宛て交付

- 運用受託機関に対し、「運用基本方針の写し」「総資産額を示す資料」について通知することが義務付けられた。

#### 「運用基本方針」・「総資産額を示す資料」の運用受託機関宛て交付

- ✓ 基金の理事長等は、運用受託機関から「分散投資義務違反のおそれ」に関する通知を受けるため、下記資料を運用受託機関に対して交付しなければならない。

交付資料	交付時期
「運用の基本方針」の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「運用ガイドライン」の交付時 既に運用基本方針の写しを交付した運用受託機関に対しては、記載内容に変更がない限り、再度の交付は不要</li> <li>・「運用基本方針」の記載内容を変更したとき</li> </ul>
基金の総資産額を示す資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「運用ガイドライン」の交付時</li> <li>・その後毎事業年度1回以上</li> </ul>

(意見募集の回答より)

「総資産額」は、資料を交付する際に把握している直近の総資産額である。

#### 運用受託機関から分散投資に関する通知を受けた場合の対応

- ✓ 運用受託機関から「分散投資義務違反のおそれ」に関する通知を受けた場合、運用状況について時価で確認し、その結果を代議員会・資産運用委員会(設置している場合)に報告しなければならない。
- ✓ 上記の確認により、
  - ・分散投資義務に違反していること、または違反するおそれがあることが判明したとき  
投資配分比率の調整など必要な措置を講じ、措置について、運用受託機関に報告しなければならない。
  - ・分散投資義務に違反するおそれがないことが判明したとき  
その旨を運用受託機関に連絡しなければならない。

(意見募集の回答より)

基金から運用受託機関に対する報告及び連絡の方法は、当事者の判断によるが、書面により行うことが望ましい。

## 4 . 4月13日付日経記事「高リスク運用、厳格条件」

---

## 4. 4月13日付日経記事「高リスク運用、厳格条件」

➤ AIJ事案を受け、金融庁が金融商品取引法等の改正案（金商法上のプロ成り要件の厳格化等）を国会に提出。

～以下、メールマガジン「4 / 13日付日経記事「高リスク運用、厳格条件」について」転載～

標記記事は、AIJ事案を受け、金融庁が金融商品取引法(以下、金商法)等の改正案(金商法上のプロ成り要件の厳格化等)を国会に提出する、という内容です。

金商法では、顧客の知識・経験・財産の状況から金融商品取引に係る適切なリスク管理を行うことが可能と考えられる者を「特定投資家(プロ)」と位置付け、金融商品取引業者が「特定投資家(プロ)」と取引を行う場合には、契約締結前の書面交付義務等の行為規制の適用が一部除外されます。

つまり、「特定投資家(プロ)」は、金融商品取引業者から元本欠損の恐れ等の説明を受けずとも金融商品取引を行うことが可能とされていることに対して、今般、規制の見直しがされるものと考えられます。

法令上、厚年基金は「特定投資家(プロ)への移行が可能な一般投資家(アマ)」と定義されており、記事中の「106基金がプロ」等のプロ・アマ区分の実態は、昨年3月に厚生労働省により実施された「厚生年金基金における年金給付等積立金の運用等に関する調査」の結果であり、「第1回 厚生年金基金等の資産運用・財政運営に関する有識者会議」(昨年4月13日)にて資料配布されています。

なお、今般の改正内容(基金の「プロ成り」要件の限定、業者の不正行為に対する罰則強化等)は、上記を受け、金融庁が昨年9月4日付で実施したパブリックコメントにおいて、既に提示していた内容が具体化されたものと考えられます。

# MEMO

---

## 5. その他のトピックス

---

## 5 - 1 . OECDが対日審査報告書を公表

➤ OECDが対日審査報告書を公表し、日本に対して年金支給開始年齢の引上げを提案。

～以下、メールマガジン「OECDが対日審査報告書を公表」転載～

4月24日付日経新聞4面に、OECD(経済協力開発機構)が、4月23日に対日審査報告書を公表し、日本の年金支給開始年齢の引き上げを提案していると報道されています。

報告書では、財政負担を減らすために、年金の支給開始年齢の引き上げが必要であり、支給開始年齢を65歳に引き上げるペースを早めたうえで、さらに平均余命の伸びに合わせて支給開始年齢を引上げるべきとしています。

OECD対日審査報告書は、ほぼ2年に1回のペースで日本経済を分析・提言している報告書です。

前回の報告書は、平成23年4月21日に発表されており、そのときにも「年金支給開始年齢をさらに引き上げることが最善の選択肢となるであろう。」とされていました。

欧米では、67歳、68歳への引き上げを加速しており、イタリア、デンマークのように平均余命の伸びに合わせて引き上げる仕組みを導入している国もあります。英国やオランダでも検討されています。このような状況で、最長寿国の日本に対し財政の持続可能性から提案されたものと思われます。

## 5 - 2 . 平成25年3月末の企業年金の資産残高等

- 信託協会等が平成25年3月末の企業年金の受託状況を取りまとめ。
- 企業年金の資産残高は前年度比9.2%増。

～以下、メールマガジン「平成25年3月末の企業年金の資産残高等について」転載～

信託協会が生保協会・JA共済連と共同で平成25年3月末現在の企業年金についての概況を取りまとめ、公表していますので、ご案内致します。

(1) 企業年金(確定給付型)の受託概況(平成25年3月末現在)

受託件数は厚年基金560件(前年比2.9%減)、DB年金14,676件(同2.1%減)であり、資産残高(時価)は78兆9,151億円(同9.2%増)、加入者数1,223万人(同1.5%減)となっています。受託件数・加入者数は減少しているものの資産残高は3年ぶりに増加しています。市場環境の好転が資産残高を大きく増加させました。

(2) 確定拠出年金(企業型)の統計概況(平成25年3月末現在)

DC年金(企業型)の規約数は4,221件(前年比2.1%増)、資産額(時価)は6兆7,610億円(同13.1%増)、加入者数443万人(同4.6%増)となっています。DC年金に関しては、ここ数年、規約数、加入者数とも高い伸びを続けてきましたが、やや伸び率が鈍化しています。この要因は前年に適格年金廃止に伴う駆け込みがあった反動が考えられます。

## 5 - 3 . 非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直し

➤ 厚生労働省は、平成25年5月28日付で非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いについて事務連絡を発出。

➤ 平成25年5月28日付で厚生労働省から地方厚生局あてに事務連絡が発出された。

➤ 今回の見直しの内容

- ・ 「翌事業年度の最低積立基準額の増加見込み額」がマイナスとなる場合、ゼロに置き換えて特例掛金を計算する。

➤ 今回の見直しの影響

- ・ 最低積立基準額が減少傾向にある場合に影響がある。
- ・ 見直し前と比較すると、必要な特例掛金の額が大きく計算される可能性がある。

➤ 適用

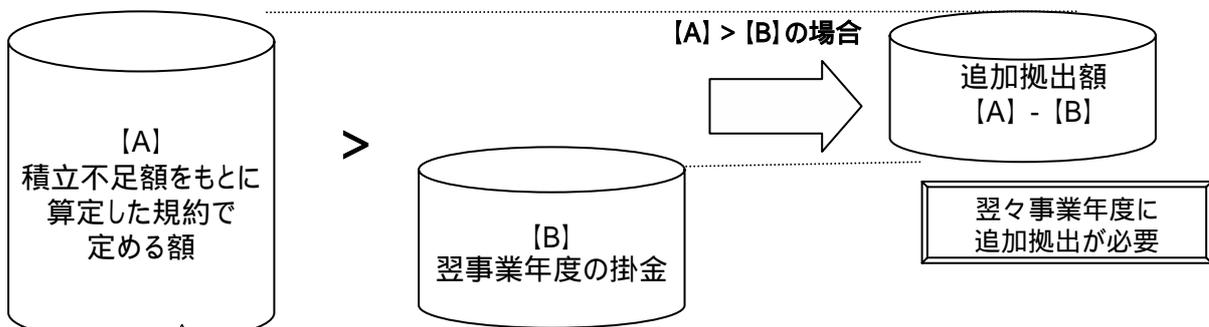
- ・ 平成25年3月31日以降を財政検証の基準日とするものから適用する。

「翌事業年度の最低積立基準額の見込額から当該事業年度の最低積立基準額を控除した額」として規定されている。

## 5 - 3 . 非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直し

### 積立比率に応じた方法での特例掛金の設定

- ✓ 積立比率に応じた方法での特例掛金の設定は、財政検証で非継続基準に抵触した場合の追加拠出の方法の一つである。
- ✓ 下図[A]が[B]を上回る場合に、当該上回る額を翌々事業年度の特例掛金として追加拠出する。
- ✓ 従来は、下記 がマイナスとなった場合でもそのままとしていたが、今後はゼロに置き換えることとされた。



積立不足額をもとに算定した規約で定める額

**翌事業年度の最低積立基準額の増加見込み額**

規約で定めた積立不足の償却額

**見直される部分**

規約で定めた積立不足の償却額(下図の【方法1】以上、【方法2】以下)

【方法1】: 下限

		積立比率(純資産(時価) <sup>1</sup> / 最低積立基準額 <sup>2</sup> )	
積立不足	1.0	0.9 ~ 1.0 <sup>3</sup> の部分	1/15償却
	0.9	0.8 ~ 0.9の部分	1/10償却
	0.8	0.8未満の部分	1/5償却

【方法2】: 上限

最低積立基準額に対する積立不足を一括で償却

1 掛金計算上の資産として、数理的評価を適用している場合でも時価となる。

2 厚年基金においては、最低積立基準額以外に、最低責任準備金に対する積立比率も考慮する必要がある。

3 財政検証の基準日に応じて平成29年3月30日までの経過措置があり、以下のスケジュールとなっている。

平成25年3月31日 ~ 平成26年3月30日	: 0.92
平成26年3月31日 ~ 平成27年3月30日	: 0.94
平成27年3月31日 ~ 平成28年3月30日	: 0.96
平成28年3月31日 ~ 平成29年3月30日	: 0.98
平成29年3月31日 ~	: 1.00

## 5-4. 社会保障制度改革国民会議での公的年金議論

➤ 6月3日開催の社会保障制度改革国民会議で、支給開始年齢の引き上げなどを議論。

～以下、メールマガジン「社会保障制度改革国民会議での公的年金議論」転載～

6月4日の日経新聞朝刊(5面)をはじめ各紙で、6月3日に開かれた掲記会議で支給開始年齢の引き上げなどが議論されたことが報道されています。

会議は、昨年11月から開始し、今回で13回目となりました。法律で8月21日までに結論を得る必要があり、メンバーは有識者15人で、医療、介護、年金、少子化対策の4つのテーマを議論してきました。これまで医療、介護を中心に議論してきましたが、前回(5月17日)から年金が議題となりました。

会議では、支給開始年齢と長寿化などに伴い給付を調整するマクロ経済スライドへの意見が目立ちました。支給開始年齢の引き上げに反対は特にありませんでしたが、新聞報道のような67～68歳という具体的な年齢の議論はありませんでした。また、マクロ経済スライドの着実な実施も必要だが、基礎年金の給付水準の低下を懸念する意見がありました。

会議のまとめの中で以下のことが挙げられました。

- ・支給開始年齢の引き上げを考える必要がある。雇用との関連があるので、できるだけ早く議論していくことが必要
- ・マクロ経済スライドにより給付水準が大きく変わる可能性があり、国民への周知が必要
- ・公的年金を補完する私的年金の議論も必要
- ・年金を「もらう・あげる」から「負担と給付」を考えることから、「支給」から「受給」に言葉を変えるべき

今後、期限に向けて2巡目の議論が行われる予定で、年金分野でどこまで方向性を出せるか注目されます。

## 5-4. 社会保障制度改革国民会議での公的年金議論

➤ 8月21日の報告期限に向けて社会保障制度改革の方向性をまとめる。

～以下、メールマガジン「社会保障制度改革国民会議での2巡目の公的年金議論」転載～

6月14日の主要朝刊各紙で、6月13日に開かれた掲記会議で「民主党が求めている最低保障年金導入などの抜本改革の議論は先送りする」と報道されています。

会議は、8月21日の報告期限に向けて、社会保障制度改革の方向性をまとめるのが目的で開催されています。これまで医療、介護を中心とした議論をしてきましたが、年金についても支給開始年齢とマクロ経済スライドが論点となりました。

この15回目の会議で、年金も2巡目の議論になり、今後議論を絞り込む予定です。事務局から示された議論すべき残された課題は(1)マクロ経済スライド、(2)支給開始年齢、(3)高所得者の年金給付、(4)短時間労働者の適用拡大の4点でした。民主党が提唱した所得比例年金と最低保障年金を組み合わせ、被用者、自営業者の区別なく加入する制度の創設は、自営業者の所得補足など実現のハードルが高く、議論は先送りするという意見が大勢でした。

今後、当面の問題での議論により、どこまで方向性を出せるか注目されます。

## 6 . 平成25年4月 ~ 平成25年6月の年金ニュース

---

## 6. 平成25年4月～平成25年6月の年金ニュース

	年金ニュース	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成25年4月	・〔厚年〕厚年本体の平成24年度運用実績(弊社推計値)について (No.329)				
	・厚生年金保険法等の一部改正について(第14回社会保障審議会年金部会で示された概要について) (No.330)				
	・運用基本方針、総資産額の運用受託機関宛て提出について(通知改正:厚年) (No.331)				
	・「確定拠出年金制度について」の一部改正について(通知改正:DC) (No.332)				( )
	・非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直しについて(厚年、DB) (No.333)				
	・非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直しについて(厚年、DB) (No.334)				
平成25年5月	・非継続基準に抵触した場合の特例掛金の取扱いの見直しについて(厚年、DB) (No.335)				
平成25年6月	・DB年金の平成25年3月決算積立状況等(DB) (No.336)		( )		

( )は本資料に関連しない事項です。

## 7. 本資料関連の平成25年4月～平成25年6月の MUTB年金メールマガジン一覧

---

## 7. 本資料関連の平成25年4月～平成25年6月のMUTB年金 メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成25年4月	・第14回社会保障審議会年金部会の開催について【厚年】				
	・厚年法改正法案の閣議決定について【厚年】				
	・4/13付日経記事「高リスク運用、厳格条件」について				
	・OECDが対日審査報告書を公表				
	・2012年度決算にみる退職給付の状況(速報値)				( )
平成25年5月	・厚生年金保険法等改正法案 国会審議入りについて				
	・厚生年金保険法等改正法案 民主党修正案の提出について				
	・厚生年金保険法等改正法案 衆議院厚生労働委員会可決について				
	・厚生年金保険法等改正法案 衆議院本会議可決について				
	・退職給付会計における日本基準とIFRS(IAS19号)との差異				( )
	・IFRS強制適用の行方				( )
	・平成25年3月末の企業年金の資産残高等について				
	・IFRS強制適用の行方 その2				( )

( )は本資料に関連しない事項です。

## 7. 本資料関連の平成25年4月～平成25年6月のMUTB年金 メールマガジン一覧

	メールマガジン	事業 運営	財政・ 掛金	給付	その他
平成25年6月	・社会保障制度改革国民会議での公的年金議論				
	・経団連のIFRS導入に関する提言				( )
	・厚生年金保険法等改正法案 参議院厚生労働委員会における趣旨説明について				
	・社会保障制度改革国民会議での2巡目の公的年金議論				
	・厚生年金保険法等改正案 成立について				
	・日本版IFRS(J - IFRS)の行方 その2				( )

( )は本資料に関連しない事項です。

- 
- 本資料に記載している見解等は本資料作成時における見解等であり、年金制度や税制等の変更によって予告なしに内容が変更されることがあります。
  - 本資料は、当社が公に入手可能な情報に基づき作成したのですが、その内容の正確性・完全性を保証するものではありません。
  - 当レポートの著作権は三菱UFJ信託銀行に属し、その目的を問わず無断で引用または複製することを禁じます。

本資料に関するお問い合わせ先  
三菱UFJ信託銀行 年金コンサルティング部  
03-6214-6368  
(受付時間:9:00~17:00(土日・祝日除く))